

令和6年3月27日

令和6年第1回貝塚市議会定例会会議事項

NO. 2

目 次

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
議案	33	貝塚市市税条例の一部を改正する条例制定の件	3
〃	34	貝塚市職員給与条例の一部を改正する条例制定の件	4
〃	35	初任給、昇格、昇給等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件	13
〃	36	貝塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	23
〃	37	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件	24
〃	38	住居表示を実施する件	25
〃	39	令和5年度貝塚市一般会計補正予算（第10号）の件	27
〃	40	令和6年度貝塚市一般会計補正予算（第1号）の件	30
〃	41	貝塚市公平委員会委員の選任について同意を求める件	33

議案第 33 号

貝塚市市税条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 3 月 27 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市市税条例の一部を改正する条例

貝塚市市税条例（平成25年貝塚市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第 6 条の 2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第 4 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和 5 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 19 条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和 7 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第 19 条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和 7 年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第 1 項の規定は、令和 6 年度分の第 28 条第 1 項又は第 4 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第 29 条第 1 項の確定申告書を含む。）に第 1 項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第 7 条中「附則第 4 条の 4 第 3 項」を「附則第 4 条の 5 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 34 号

貝塚市職員給与条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 3 月 27 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市職員給与条例の一部を改正する条例

貝塚市職員給与条例（昭和23年貝塚市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第 3（ア）事務、技能職給料表を次のように改める。

別表第 3（第 6 条関係）

（ア）事務、技能職給料表

職員 の区 分	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	410,300	410,300	365,500	323,100	271,600	240,900	208,000	162,100
	2	412,700	412,700	368,100	325,300	273,200	242,400	209,700	163,200
	3	415,200	415,200	370,500	327,500	274,700	243,800	211,400	164,400
	4	417,600	417,600	372,900	329,500	276,300	245,200	212,900	165,500
	5	419,500	419,500	374,800	331,500	277,800	246,400	214,400	166,600
	6	421,600	421,600	377,300	333,500	279,500	248,000	216,200	167,700
	7	423,700	423,700	379,600	335,400	281,300	249,500	217,900	168,800
	8	425,900	425,900	382,100	337,300	283,100	250,900	219,600	169,900
	9	427,800	427,800	384,500	339,200	284,800	252,000	221,100	170,900
	10	429,900	429,900	387,100	341,200	286,700	253,400	222,600	172,300
	11	432,000	432,000	389,700	343,200	288,500	254,900	224,100	173,600
	12	433,900	433,900	392,300	345,200	290,300	256,200	225,600	174,900
	13	435,600	435,600	394,600	347,000	292,100	257,500	226,800	176,100
	14	437,400	437,400	396,900	349,000	293,700	258,700	228,200	177,600
	15	439,300	439,300	399,100	350,900	295,100	259,900	229,600	179,100
	16	441,200	441,200	401,400	352,800	296,500	261,100	231,000	180,700
	17	443,000	443,000	403,200	354,500	298,000	262,300	232,400	181,800
	18	444,800	444,800	405,100	356,500	300,000	263,600	234,000	183,200
19	446,600	446,600	407,000	358,300	302,000	264,900	235,500	184,600	

20	448,300	448,300	408,800	360,200	303,800	266,200	236,900	186,000
21	450,100	450,100	410,600	362,100	305,500	267,600	238,100	187,300
22	451,600	451,600	412,400	364,000	307,400	269,100	239,700	189,600
23	453,000	453,000	414,200	365,900	309,300	270,700	241,200	191,800
24	454,500	454,500	416,000	367,800	311,100	272,200	242,600	194,000
25	455,900	455,900	417,600	369,700	312,800	273,800	243,600	196,200
26	457,200	457,200	419,100	371,600	314,800	275,500	245,100	197,900
27	458,500		420,600	373,500	316,800	277,100	246,400	199,400
28	459,700		422,100	375,400	318,700	278,700	247,600	200,900
29	460,700		423,600	376,900	320,400	280,300	248,700	202,400
30	461,400		424,900	378,700	322,400	281,800	249,700	203,800
31	462,200		426,200	380,500	324,400	283,300	250,600	205,200
32	462,900		427,400	382,100	326,400	284,800	251,500	206,600
33	463,600		428,600	383,800	327,600	285,900	252,400	208,000
34	464,400		429,900	385,200	329,600	287,500	253,300	209,300
35	465,100		431,200	386,600	331,500	289,000	254,100	210,600
36	465,700		432,400	388,000	333,500	290,500	254,900	211,900
37	466,200		433,600	389,400	335,400	291,900	255,600	213,200
38	466,800		434,400	390,600	337,300	293,500	256,700	214,400
39	467,400		435,200	391,800	339,200	295,100	257,900	215,600
40	468,000		436,000	392,800	341,100	296,700	259,000	216,700
41	468,500		436,600	393,900	342,900	298,200	260,200	217,800
42	469,000		437,300	395,100	344,800	299,800	261,400	218,900
43	469,400		438,000	396,200	346,600	301,300	262,500	219,900
44	469,700		438,700	397,300	348,400	302,800	263,600	220,900
45	470,000		439,500	398,000	349,900	304,400	264,700	221,800
46			440,300	398,700	351,300	306,000	265,800	222,700
47			440,700	399,400	352,700	307,600	266,900	223,600
48			441,400	400,100	354,200	309,100	267,900	224,500
49			441,900	400,700	355,700	310,000	268,900	225,400
50			442,300	401,300	356,500	311,500	269,900	226,300
51			442,700	401,800	357,500	313,000	270,900	227,200
52			443,100	402,200	358,500	314,600	271,800	228,100

53			443,500	402,600	359,400	316,200	272,700	228,900
54			443,900	402,900	360,500	317,800	273,600	229,800
55			444,300	403,200	361,400	319,300	274,500	230,700
56			444,600	403,500	362,400	320,800	275,400	231,500
57			444,900	403,800	363,300	322,200	276,300	231,800
58			445,300	404,100	364,000	323,400	277,200	232,600
59			445,600	404,400	364,700	324,500	278,100	233,300
60			445,900	404,700	365,300	325,600	279,000	233,900
61			446,200	405,000	365,700	326,300	280,000	234,500
62				405,300	366,300	327,200	281,000	235,200
63				405,600	367,000	328,000	281,900	235,800
64				405,900	367,700	328,800	282,800	236,300
65				406,200	368,000	329,600	283,300	236,800
66				406,500	368,700	330,000	284,000	237,300
67				406,800	369,400	330,600	284,700	237,800
68				407,100	370,000	331,300	285,600	238,400
69				407,300	370,300	332,100	286,600	238,900
70				407,600	370,900	332,800	287,400	239,400
71				407,900	371,600	333,500	288,200	239,900
72				408,100	372,200	334,100	289,000	240,400
73				408,300	372,500	334,600	289,700	240,900
74				408,600	373,100	335,200	290,200	241,400
75				408,900	373,800	335,700	290,600	241,800
76				409,100	374,400	336,300	291,000	242,300
77				409,300	374,800	336,600	291,200	242,800
78					375,300	337,100	291,500	243,300
79					375,900	337,500	291,700	243,800
80					376,400	337,900	292,000	244,300
81					376,900	338,300	292,200	244,700
82					377,500	338,800	292,400	245,200
83					378,000	339,300	292,700	245,600
84					378,300	339,800	292,900	246,000
85					378,700	340,100	293,200	246,400

86					379,200	340,500	293,500	246,800
87					379,600	341,000	293,800	247,200
88					380,000	341,400	294,100	247,600
89					380,400	341,700	294,400	248,000
90					380,900	342,100	294,800	248,500
91					381,300	342,600	295,100	248,800
92					381,700	343,000	295,500	249,100
93					382,000	343,200	295,700	249,400
94						343,600	295,900	
95						344,100	296,200	
96						344,500	296,600	
97						344,700	296,800	
98						345,100	297,100	
99						345,500	297,500	
100						345,800	297,900	
101						346,100	298,100	
102						346,500	298,400	
103						346,900	298,800	
104						347,300	299,100	
105						347,800	299,300	
106						348,200	299,600	
107						348,600	300,000	
108						349,000	300,300	
109						349,500	300,500	
110						349,900	300,900	
111						350,200	301,300	
112						350,500	301,600	
113						351,000	301,800	
114							302,000	
115							302,300	
116							302,700	
117							302,900	
118							303,100	

	119							303,400	
	120							303,700	
	121							304,100	
	122							304,300	
	123							304,600	
	124							304,900	
	125							305,200	
定年前再任用短時間勤務職員				290,700	275,600	256,200	236,200	216,200	

備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第4の2ア 事務、技能職給料表等級別基準職務表4級の項中「認定こども園長」の次に「こども相談センター室長」を加える。

別表第5中「67,000円」を「78,000円」に、「56,000円」を「64,000円」に、「48,000円」を「56,000円」に改め、「認定こども園長」の次に「こども相談センター室長」を加え、「37,000円」を「42,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この条例による改正前の別表第3（ア）事務、技能職給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給は、施行日の前日におけるその者の職務の級（以下「旧級」という。）及び号給（以下「旧号給」という。）に応じて、附則別表に定める号給とする。

(給料の切替えに伴う経過措置)

3 施行日以後に引き続き別表第3（ア）事務、技能職給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が施行日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなるものには、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 前項の規定により支給する差額について、他の職員との権衡上必要と認められる場合には、必要な限度で調整を行うことができる。

(委任)

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則別表（附則第2項関係）

事務、技能職号給切替表

旧級 旧号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	14	1	1
2	2	1	1	2	1	15	1	2
3	3	2	1	3	1	16	1	3
4	4	3	1	4	1	17	1	4
5	5	4	1	5	1	18	1	5
6	6	4	1	6	1	19	1	6
7	7	5	1	7	1	20	1	7
8	8	6	1	8	1	21	1	8
9	9	7	1	9	1	24	1	9
10	10	8	1	10	2	25	2	10
11	11	9	1	11	3	26	3	11
12	12	10	1	12	4	27	4	12
13	13	10	1	13	5	28	5	13
14	14	11	1	14	6	29	6	14
15	15	12	1	15	7	30	7	15
16	16	12	1	16	8	31	8	16
17	17	13	1	17	9	32	9	17
18	18	14	1	18	10	34	10	18
19	19	15	1	19	11	35	11	19
20	20	16	1	20	12	36	12	20
21	21	17	1	21	13	38	13	21
22	22	17	1	22	14	39	14	22
23	23	18	2	23	15	39	15	23
24	24	19	3	24	16	40	16	24
25	25	19	4	25	17	41	17	25
26	26	20	5	26	18	43	18	26
27	27	20	6	27	19	44	19	27
28	28	21	7	28	20	45	20	28
29	29	21	8	29	21	46	23	29
30	30	22	9	30	22	47	24	30

31	31	22	10	31	23	49	26	31
32	32	23	11	32	24	50	27	32
33	33	23	12	33	25	51	27	33
34	34	24	13	34	26	53	29	35
35	35	24	14	35	27	54	30	36
36	36	25	15	36	28	55	32	37
37	37	25	16	37	29	56	33	38
38	38	25	17	38	30	58	35	40
39	39	26	18	39	31	59	36	42
40	40	26	19	40	32	62	38	43
41	41	26	20	41	36	63	39	45
42	42		21	42	37	65	40	46
43	43		22	43	39	69	41	48
44	44		23	44	40	71	42	50
45	45		24	45	40	75	43	51
46			25	46	41	79	44	53
47			26	47	42	83	46	54
48			27	48	43	88	47	56
49			28	49	44	92	48	58
50			29	50	45	98	50	61
51			30	51	47	103	51	63
52			31	52	48	107	53	66
53			32	53	49	110	55	68
54			33	54	51	113	57	71
55			34	55	53	113	58	74
56			35	56	54	113	60	77
57			36	57	56	113	62	79
58			37	58	57	113	63	82
59			38	59	59	113	65	85
60			39	60	62	113	68	88
61			40	61	63	113	69	91
62			41	62	65	113	71	93
63			42	63	67	113	72	93

64			43	64	68	113	75	93
65			44	65	70	113	80	93
66			45	66	72	113	86	93
67			46	67	74	113	91	93
68			47	68	75	113	97	93
69			48	69	76	113	102	93
70			49	70	78	113	107	93
71			50	71	79	113	111	93
72			51	72	81	113	117	93
73			52	73	82	113	123	93
74			53	74	83	113	125	93
75			54	75	85	113	125	93
76			55	76	87	113	125	93
77			56	77	88	113	125	93
78			57		89	113	125	93
79			58		91	113	125	93
80			59		92	113	125	93
81			60		93	113	125	93
82			61		93	113	125	93
83					93	113	125	93
84					93	113	125	93
85					93	113	125	93
86					93	113	125	93
87					93	113	125	93
88					93	113	125	93
89					93	113	125	93
90					93	113	125	93
91					93	113	125	93
92					93	113	125	93
93					93	113	125	93
94					93	113	125	93
95					93	113	125	93
96					93	113	125	93

97					93	113	125	93
98					93	113	125	93
99					93	113	125	93
100					93	113	125	93
101					93	113	125	93
102					93	113	125	93
103					93	113	125	93
104					93	113	125	93
105					93	113	125	93
106					93	113	125	93
107					93	113	125	93
108					93	113	125	93
109					93	113	125	93
110					93	113	125	93
111					93	113	125	93
112							125	93
113							125	93
114							125	93
115							125	93
116							125	93
117							125	93
118							125	93
119							125	93
120							125	93
121							125	93
122							125	93
123							125	93
124							125	93
125							125	93
126							125	93
127							125	93
128							125	93
129							125	93

130							125	93
131							125	93
132							125	93
133							125	93
134							125	93
135							125	93
136							125	93
137							125	93
138							125	
139							125	
140							125	
141							125	

議案第 35 号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
 初任給、昇格、昇給等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。
 令和6年3月27日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する条例の一部を改正する条例
 初任給、昇格、昇給等の基準に関する条例（昭和32年貝塚市条例第365号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 31 令和6年3月31日において貝塚市職員給与条例の一部を改正する条例（令和6年貝塚市条例第号）による改正前の給与条例別表第3（ア）事務、技能職給料表（次項において「旧給料表」という。）の8級の46号給から137号給までの適用を受けていた職員で同年4月1日に7級に昇格させるものの同日における号給は、この条例の規定にかかわらず、同年3月31日においてその者が受けていた旧給料表の給料月額に対応する貝塚市職員給与条例の一部を改正する条例による改正後の給与条例別表第3（ア）事務、技能職給料表（同項において「新給料表」という。）の7級の号給（7級に同じ額の号給がないときは、その額の直近上位の額に対応する号給）とする。

32 令和6年3月31日において旧給料表の6級の65号給から111号給までの適用を受けていた職員で同年4月1日以後に5級に昇格させるものの当該昇格させる日における号給は、この条例の規定にかかわらず、当分の間、同年3月31日においてその者が受けていた旧給料表の給料月額に対応する新給料表の5級の号給（5級に同じ額の号給がないときは、その額の直近上位の額に対応する号給）とする。

別表第6（ア）事務・技能職昇格時号給対応表を次のように改める。

別表第6（第14条関係）

（ア）事務・技能職昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給							
	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	3級から 1級
1	1	1	1	1	1	1	3	3
2	1	1	1	1	1	1	4	3
3	1	1	1	1	1	1	5	3
4	1	1	1	1	1	1	6	3
5	1	1	1	1	1	1	7	3
6	1	1	1	1	1	1	8	3
7	1	1	1	1	1	1	9	3
8	1	1	1	1	1	1	10	3
9	1	1	1	1	1	1	11	3
10	1	1	1	1	1	1	12	3
11	1	1	1	1	1	1	13	3
12	1	1	1	1	1	1	14	3
13	1	1	1	1	1	1	15	3
14	1	1	1	1	1	1	16	3
15	1	1	1	1	1	1	17	3
16	1	1	1	1	1	1	18	3
17	1	1	1	1	1	1	18	3
18	1	1	1	1	1	1	19	3
19	1	1	1	1	1	2	19	4
20	1	1	1	1	1	3	20	5
21	1	1	1	1	1	4	22	6
22	1	2	1	1	1	4	24	6
23	1	3	2	1	2	5	25	7
24	1	4	3	1	3	6	26	8

25	1	5	4	1	4	7	27	9
26	1	6	5	2	5	7	28	9
27	1	7	6	3	6	8		10
28	1	8	7	4	7	8		10
29	1	9	8	5	8	9		11
30	1	10	9	6	9	9		11
31	1	11	10	7	10	10		12
32	1	12	11	8	11	10		12
33	1	13	12	9	12	11		13
34	2	14	13	10	13	11		13
35	3	15	14	11	14	12		14
36	4	16	15	12	14	13		15
37	5	17	16	13	15	13		15
38	6	18	17	14	15	14		16
39	7	19	18	15	16	15		17
40	8	20	19	16	16	16		18
41	9	21	20	17	17	17		18
42	10	22	21	18	17	17		18
43	11	23	22	19	18	18		19
44	12	24	23	19	18	19		19
45	13	25	24	20	19	19		19
46	14	26	25	21	19	19		19
47	15	27	26	22	20	20		20
48	16	28	27	22	20	20		20
49	17	29	28	23	21	20		20
50	18	30	29	24	21	20		20
51	19	31	30	24	21	21		22
52	20	32	31	25	22	21		22
53	21	33	32	25	22	21		22
54	21	34	33	25	22	22		24
55	22	35	34	26	23	22		24
56	22	36	35	26	23	23		25
57	23	37	36	26	23	23		25

58	23	37	37	26	24	24		26
59	24	38	38	27	24	24		26
60	24	38	39	27	24	25		27
61	25	39	40	27	25	25		27
62	25	39	41	28	25			
63	26	40	42	28	26			
64	26	40	43	28	26			
65	27	41	44	28	27			
66	27	42	45	29	27			
67	28	43	45	29	28			
68	28	44	45	30	28			
69	29	45	46	31	29			
70	29	45	46	31	29			
71	29	46	46	32	30			
72	30	46	47	32	30			
73	30	47	47	33	31			
74	30	47	47	33	31			
75	31	48	48	33	32			
76	31	48	48	34	32			
77	31	49	48	34	33			
78	32	49	49	34				
79	32	49	49	35				
80	32	49	49	35				
81	33	49	50	36				
82	33	50	50	36				
83	33	50	50	36				
84	34	50	51	36				
85	34	50	51	37				
86	34	50	51	37				
87	35	51	52	38				
88	35	51	52	38				
89	35	51	52	38				
90	36	51	53	39				

91	36	51	53	39				
92	36	52	53	39				
93	37	52	53	39				
94		52	54					
95		52	54					
96		52	54					
97		53	54					
98		53	55					
99		53	55					
100		53	55					
101		53	55					
102		54	55					
103		54	55					
104		54	55					
105		54	56					
106		54	56					
107		55	56					
108		55	56					
109		55	56					
110		55	56					
111		55	56					
112		56	57					
113		56	57					
114		56						
115		56						
116		56						
117		56						
118		56						
119		56						
120		56						
121		57						
122		57						
123		57						

124		57					
125		57					

備考 7級から6級に昇格する者のうち、昇格した日の前日に受けていた号給が次の表の左欄に掲げる号給である者については、昇格後の最初の昇給時に第18条の規定により任命権者が決定した号給数からそれぞれ同表の右欄に掲げる号給数を減じた号給数の昇給を行う。ただし、その差が0以下となる場合は、昇給を行わない。

昇格した日の前日に受けていた号給	調整する号給
1から17まで	4
18	3
19	2
20	1

別表第7を次のように改める。

別表第7（第16条関係）

事務・技能職降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けていた号給	降格後の号給						
	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級
1	33	21	22	25	22	18	1
2	34	22	23	26	23	19	1
3	35	23	24	27	24	20	1
4	36	24	25	28	25	22	2
5	37	25	26	29	26	23	3
6	38	26	27	30	27	24	4
7	39	27	28	31	28	26	5
8	40	28	29	32	29	28	6
9	41	29	30	33	30	30	7
10	42	30	31	34	31	32	8
11	43	31	32	35	32	34	9
12	44	32	33	36	33	35	10
13	45	33	34	37	34	37	11
14	46	34	35	38	36	38	12
15	47	35	36	39	38	39	13
16	48	36	37	40	40	40	14
17	49	37	38	41	42	42	15
18	50	38	39	42	44	43	17
19	51	39	40	44	46	46	19
20	52	40	41	45	48	50	20

21	54	41	42	46	51	53	22
22	56	42	43	48	54	55	24
23	58	43	44	49	57	57	25
24	60	44	45	51	60	59	26
25	62	45	46	54	62	61	27
26	64	46	47	58	64	61	28
27	66	47	48	61	66		28
28	68	48	49	65	68		28
29	71	49	50	67	70		28
30	74	50	51	68	72		28
31	77	51	52	70	74		28
32	80	52	53	72	76		28
33	83	53	54	75	77		28
34	86	54	55	78	77		28
35	89	55	56	80	77		28
36	92	56	57	84	77		28
37	93	58	58	86	77		28
38	93	60	59	89	77		28
39	93	62	60	93	77		28
40	93	64	61	93	77		28
41	93	65	62	93	77		28
42	93	66	63	93	77		28
43	93	67	64	93	77		28
44	93	68	65	93	77		28
45	93	70	68	93	77		28
46	93	72	71	93	77		
47	93	74	74	93	77		
48	93	76	77	93	77		
49	93	81	80	93	77		
50	93	86	83	93	77		
51	93	91	86	93	77		
52	93	96	89	93	77		
53	93	101	93	93	77		

54	93	106	97	93	77		
55	93	111	104	93	77		
56	93	120	111	93	77		
57	93	125	113	93	77		
58	93	125	113	93	77		
59	93	125	113	93	77		
60	93	125	113	93	77		
61	93	125	113	93	77		
62	93	125	113	93			
63	93	125	113	93			
64	93	125	113	93			
65	93	125	113	93			
66	93	125	113	93			
67	93	125	113	93			
68	93	125	113	93			
69	93	125	113	93			
70	93	125	113	93			
71	93	125	113	93			
72	93	125	113	93			
73	93	125	113	93			
74	93	125	113	93			
75	93	125	113	93			
76	93	125	113	93			
77	93	125	113	93			
78	93	125	113				
79	93	125	113				
80	93	125	113				
81	93	125	113				
82	93	125	113				
83	93	125	113				
84	93	125	113				
85	93	125	113				
86	93	125	113				

87	93	125	113				
88	93	125	113				
89	93	125	113				
90	93	125	113				
91	93	125	113				
92	93	125	113				
93	93	125	113				
94	93	125					
95	93	125					
96	93	125					
97	93	125					
98	93	125					
99	93	125					
100	93	125					
101	93	125					
102	93	125					
103	93	125					
104	93	125					
105	93	125					
106	93	125					
107	93	125					
108	93	125					
109	93	125					
110	93	125					
111	93	125					
112	93	125					
113	93	125					
114	93						
115	93						
116	93						
117	93						
118	93						
119	93						

120	93						
121	93						
122	93						
123	93						
124	93						
125	93						
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日に昇格させるべき者に係るこの条例による改正後の別表第6（ア）事務・技能職昇格時号給対応表の適用については、同表中「昇格した日の前日に受けていた号給」とあるのは、「昇格した日の前日に受けていた号給を貝塚市職員給与条例の一部を改正する条例（令和6年貝塚市条例第 号）附則第2項の規定により切り替えた号給」とする。

議案第 36 号

貝塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
貝塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のように
制定するものとする。

令和6年3月27日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例
(貝塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 貝塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年貝塚市条例第40号)の
一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当
及び勤勉手当」に改める。

第14条第1項中「第29条の3第2項中「100分の120」とあるのは「100分の125」と、「100分の125
」とあるのは「100分の135」と、同条第6項」を「第29条の3第6項」に、「「基準日現在」を「
、基準日現在」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第14条の2 給与条例第29条の4第1項前段、第2項第1号、第3項及び第5項の規定は、任期の
定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第
2項中「基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)」
とあるのは、「基準日現在」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する給与条例第29条の4第2項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現
在においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに
対する地域手当の月額の合計額とする。

3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項において準用する給与条例第29条の4の規定によるフル
タイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

第26条第1項中「次項」の次に「及び次条」を加え、「第29条の3第2項中「100分の120」とあ
るのは「100分の125」と、「100分の125」とあるのは「100分の135」と、同条第6項」を「第29条
の3第6項」に改め、同条第2項中「規定は、」の次に「前項において準用する給与条例第29条の
3の規定による」を、「パートタイム会計年度任用職員」の次に「の期末手当の支給」を加え、同
条第3項中「100分の120」を「100分の122.5」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第26条の2 給与条例第29条の4第1項前段、第2項第1号、第3項及び第5項の規定は、任期の
定めが6箇月以上で、月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員について準用する。こ
の場合において、同条第2項中「基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、
又は死亡した日現在)」とあるのは、「基準日現在」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する給与条例第29条の4第2項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現
在においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬(フルタイム会計年度任用職員との
均衡を考慮して規則で定めるものを除く。)の月額とする。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、第1項において準用する給与条例第29条の4の規定による月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

(貝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 貝塚市職員の育児休業等に関する条例(平成4年貝塚市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)」に改める。

(企業職員等の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 企業職員等の給与の種類及び基準を定める条例(昭和30年貝塚市条例第309号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第17条第6項中「、第12条」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第37号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年3月27日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和61年貝塚市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(8) 緊急呼出手当

第8条第1項中「次条において」を「以下」に改める。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(緊急呼出手当)

第10条 緊急呼出手当は、職員が正規の勤務時間外又は休日等に緊急の呼出しを受けて業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、1,000円（その勤務が深夜において行われるときは、1,500円）とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第38号

住居表示を実施する件

住居表示に関する法律第3条第1項の規定に基づき、次のとおり住居表示の実施区域及び実施方法を定めるものとする。

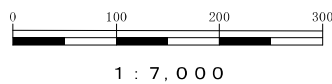
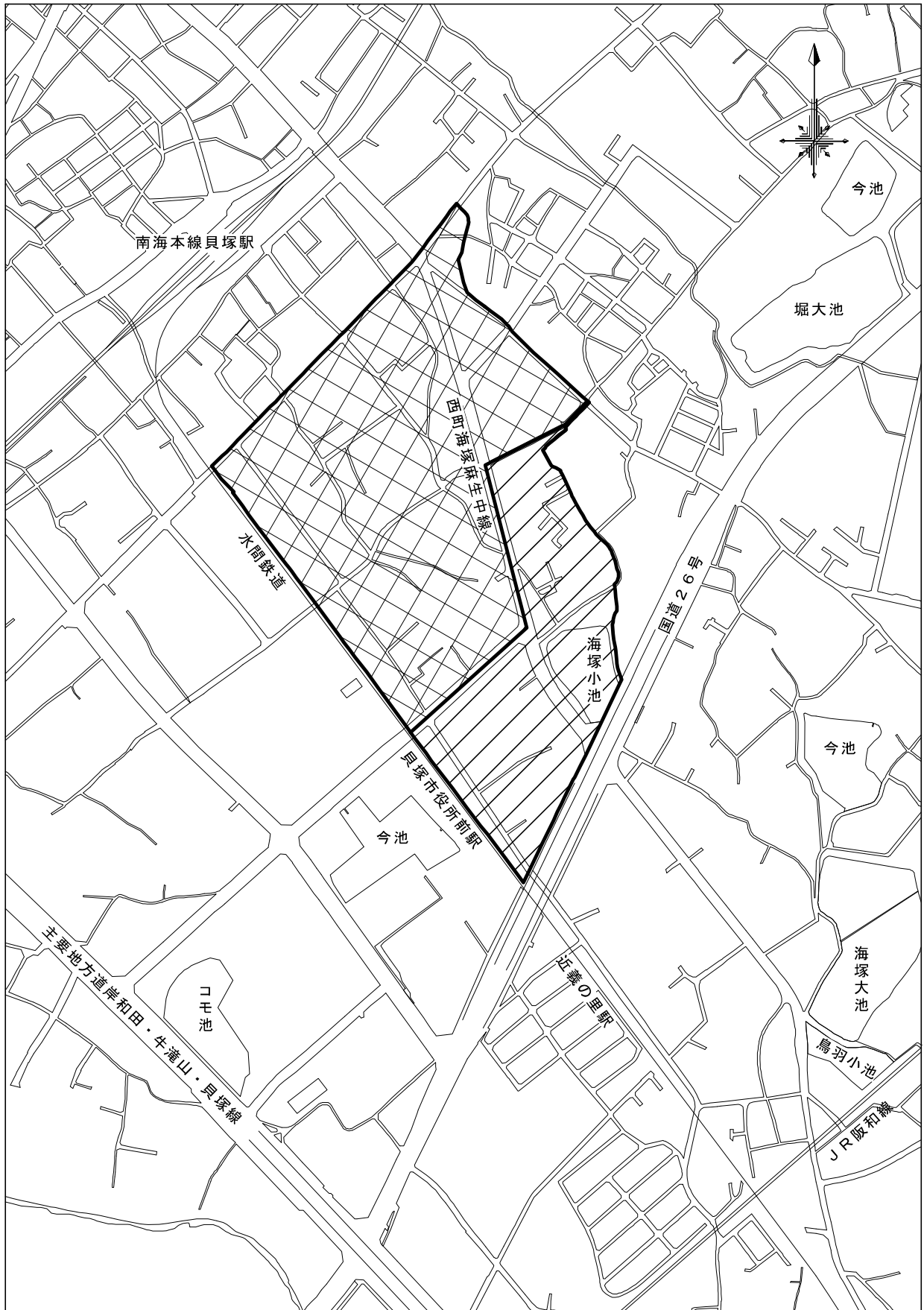
令和6年3月27日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

- 1 実施区域 海塚、石才、加治、神前、小瀬、津田、鳥羽、畠中、畠中一丁目、半田、東、福田、堀及び脇濱の各区域の一部
(別図の斜線の部分)
- 2 実施方法 街区方式

別図



凡 例	
	昭和41年3月 議決済
	新たに議決を 求める区域

議案第 39 号

令和 5 年度貝塚市一般会計補正予算（第 10 号）の件

令和 5 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 38,030 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39,986,749 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 3 月 27 日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9. 地方特例交付金		79,000	2,709	81,709
	2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	2,709	2,709
10. 地方交付税		6,176,457	6,791	6,183,248
	1. 地方交付税	6,176,457	6,791	6,183,248
14. 国庫支出金		9,410,742	19,000	9,429,742
	1. 国庫負担金	6,260,260	19,000	6,279,260
15. 府支出金		3,048,780	9,500	3,058,280
	1. 府負担金	2,276,110	9,500	2,285,610
17. 寄附金		752,533	30	752,563
	1. 寄附金	752,533	30	752,563
歳 入	合 計	39,948,719	38,030	39,986,749

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,601,867	73,696	4,675,563
	1. 総務管理費	3,888,950	73,696	3,962,646
3. 民生費		18,903,899	23,000	18,926,899
	1. 社会福祉費	8,718,677	38,000	8,756,677
	2. 児童福祉費	6,996,095	△15,000	6,981,095
4. 衛生費		4,656,073	30	4,656,103
	3. 病院費	935,817	30	935,847
8. 土木費		3,460,243	△25,000	3,435,243
	1. 土木管理費	185,488	△10,000	175,488
	5. 都市計画費	1,922,232	△15,000	1,907,232
9. 消防費		1,280,865	△33,696	1,247,169
	1. 消防費	1,280,865	△33,696	1,247,169
歳 出 合 計		39,948,719	38,030	39,986,749

議案第 40 号

令和 6 年度貝塚市一般会計補正予算（第 1 号）の件

令和 6 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 1 3 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 6, 5 9 5, 2 7 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 3 月 27 日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18. 繰入金		2,366,754	4,130	2,370,884
	2. 基金繰入金	2,324,952	4,130	2,329,082
歳入合計		36,591,149	4,130	36,595,279

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 民生費		18,210,914	4,130	18,215,044
	2. 児童福祉費	7,626,124	4,130	7,630,254
歳 出	合 計	36,591,149	4,130	36,595,279

議案第 41 号

貝塚市公平委員会委員の選任について同意を求める件

次の者を貝塚市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年3月27日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

住 所	大阪府貝塚市東山 [REDACTED]
氏 名	南 田 恭 平
生年月日	[REDACTED]